

消防団協力事業所を紹介します

■問い合わせ
本庁危機管理課消防係
(☎34-2235)

市は、消防団活動に積極的に協力している事業所に対して「消防団協力事業所表示証」を交付し、顕彰しています。より多くの事業所にご協力いただくことで、地域の消防・防災力の強化を目指しています。ここでは、協力事業所に認定している企業を紹介します。日頃からのご協力に心から感謝申し上げます。

地域防災に不可欠な事業所の協力

地域防災の中核的存在である消防団は、団員数が年々減少し、発団当初の平成22年に1,998人いた団員も、今では1,694人となっています。このままでは、地域の防災体制に支障をきたす恐れがあります。

社会構造の変化により、団員の約8割が事業所に勤めている現在、消防団の活動を維持するためには、事業所が従業員の消防団入団や、就業時間内の消防団活動を認めることが求められています。

市が行う「市消防団協力事業所表示制度」は、事業所の消防団への協力が、社会貢献として広く認められるものです。これにより事業所の信頼性が向上するとともに、地域防災体制の充実につながります。



平成30年登録の水沢翠明荘様

協力事業所に申請するには

次の認定基準のいずれかに合致している企業が申請できます。随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

■認定基準

- ①従業員が消防団員として2人以上入団している
- ②従業員の消防団活動について特段の配慮をしている
- ③災害時に資機材を消防団に提供するなどの協力をしている

消防団協力事業所

(2年7月末現在、26事業所)

大井電気株式会社 (水沢真城字折居 106-3)
株式会社相澤鐵工所 (前沢字南陣場 8-4)
小岩金網株式会社 (衣川沢田 68-1)
胆沢平野土地改良区 (水沢字北田 140-1)
株式会社東開技術 (水沢字高網 33)
工藤建設株式会社 (水沢真城字北館 38-1)
株式会社E-ポート (江刺西大通り 11-10)
板谷建設株式会社 (水沢台町 3-35)
EC南部コーポレーション株式会社 (水沢佐倉河字慶徳 71)
栗原建設株式会社 (水沢中田町 4-29)
協栄電工株式会社 (水沢姉体町字大内田前 53-1)
進栄建設株式会社 (胆沢小山字道場 136)
岩手ニチレキ株式会社 (水沢工業団地四丁目 29)
及常建設株式会社 (江刺愛宕字朴ノ木 222-1)
県農業共済組合胆江地域センター (水沢字八反町 52-1)
株式会社佐藤組 (北上市相去町旧館沢 20-1)
高惣建設株式会社 (水沢花園町一丁目 1-7)
丸協建設株式会社 (前沢字三日町新裏 110)
有限会社大宮管工業 (胆沢南都田字午房谷地 114)
株式会社東北ネット工業 (水沢佐倉河字西館 145-1)
株式会社江刺自動車学校 (江刺愛宕字梁川 34-1)
水沢翠明荘株式会社 (水沢大手町五丁目 33)
丸谷興務店株式会社 (水沢佐倉河字東沖ノ目 102)
県南造園土木株式会社 (水沢真城字北塩加羅 157-1)
社会福祉法人奥州市社会福祉協議会 (水沢南町 5-12)
衣川土地改良区 (衣川古戸 424-12)
※認定順



- ④消防に関する特定の活動をするか役割を担い、大規模災害時に対応できる組織を設置している
- ⑤そのほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に特に寄与している

■申請方法

申請書を郵送または持参してください

申請書ダウンロードは
こちらから



■申請先

本庁危機管理課

(〒023-8501※住所記載不要)

新型コロナウイルス感染症関係の情報

掲載している情報は今後変わる場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください



市民の皆さんへ

9月1日に、市内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。不安を感じている人も少なからずいると思いますが、県や市が発信する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

これまでも感染対策の徹底をお願いしていますが、改めて、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、三密の回避など「新しい生活様式」の実践をお願いします。

また、感染者患者を特定し、本人やその家族、勤務先などに対し、誹謗中傷をする行為は決して許されるものではありません。このような行為は誠に慎み、当事者の立場になって考え、思いやりのある対応をお願いします。

医療関係者をはじめ、生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さんに、感謝と思いやりの気持ちを持つようお願いします。

市民の皆さんの安全・安心を確保し、1日も早く平穏な暮らしを取り戻すため、ご協力をお願いします。

感染拡大を防ぎましょう

■「新しい生活様式」の実践例

①一人一人の基本的感染対策

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- ・外出時は、症状がなくてもマスクを着用する
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に

②日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに手洗い、手指消毒
- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・毎朝の体温測定、健康チェック（風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養）

③日常生活の場面別の生活様式

- ・買い物は1人または少人数で空いた時間に
- ・混雑時の公共交通機関や公園利用は避ける
- ・出前やデリバリーの利用を

④働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務、時差出勤の推進
- ・会議はオンライン

※熱中症を予防しましょう

- ・換気をしつつエアコンの温度設定を小まめに調節
- ・気温、湿度の高い中でのマスク着用は要注意、周囲の人との距離を十分にとった上で外す
- ・小まめに水分補給

症状に応じてご相談ください

■発熱やだるさを感じ、受診を希望する場合は次のいずれかへ連絡

①かかりつけ医

②帰国者・接触者相談センター

(☎019-651-3175、全日、24時間)

③奥州保健所

(☎22-2831、平日、午前8時半～午後5時)

症状に応じて、発熱外来診療所、帰国者・接触者外来または一般医療機関につながります。

■次の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターへ連絡

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある
- ・高齢者や基礎疾患を持っている人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある
- ・上記以外の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く

【妊婦】念のため、早めに相談してください。

【子どもの保護者】帰国者・接触者相談センターか、かかりつけの小児医療機関に電話で相談してください。

○帰国者・接触者相談センター (☎019-651-3175、☎019-626-0837、全日、24時間)

■症状がない場合の全般的な相談

○一般相談窓口 (☎019-629-6085、☎019-626-0837、全日、午前9時～午後9時)

■外国人向け相談窓口

○いわて外国人県民相談・支援センター (県国際交流協会内、☎019-654-8900、毎日、9:00～20:00、

✉iwate-support-center@iwate-ia.or.jp)

自分や大切な人を守るスマホアプリ

厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ、COCOAは、陽性者であることを登録した陽性者と、過去14日間におおむね1メートル以内で15分以上接近した可能性がある場合に通知を受けることができます。通知後に自分の症状を選択すると、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。地域と社会を守るため、アプリをインストールしましょう。

アプリのインストールや
詳しい情報はこちらから

